

大口町地域交通推進会議の体制について【令和8年3月時点】

令和7年1月24日開催の大口町地域交通推進会議に同封させていただきました「令和7年度からの大口町地域交通推進会議の体制の訂正について」の中において、今後の例規関連の整理についてお知らせさせていただいたところですが、諸般の事情を鑑み、下記のとおりとさせていただきます。

【修正前】

- ・ 大口町地域交通推進会議設置条例の廃止
- ・ 大口町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正
- ・ (仮称) 大口町地域公共交通会議設置規約の新設
- ・ (仮称) 大口町地域公共交通会議財務規程の新設
- ・ (仮称) 大口町地域公共交通会議事務局規定の新設



【修正後】

- ・ 大口町地域交通推進会議設置条例の一部改正

修正前の案につきましては「独自の予算執行権限を持つ任意団体」としての位置づけを想定したものであり、任意団体としての会計口座を行政が取り扱うことになることから、管理する上で決して好ましい形とはいえないものとなります。

こうした事情から、また、任意団体としての入出金の必要性が生じていないことから、修正前の案を取り止め、条例をそのまま残し、「町の附属機関」として「二法協議会化」することとしました。

なお、大口町地域交通推進会議設置条例の一部改正については、令和8年3月議会に上程し、令和8年4月からの施行を予定しています。

(引用) 地域活性化法 第6条第1項

地域公共交通計画を作成しようとする地方公共団体は、地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うための協議会（以下この章において「協議会」という。）を組織することができる。

大口町地域交通推進会議設置条例の一部改正について

【概要】

現行の大口町地域交通推進会議（以下「推進会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づく協議会として位置付けているが、今後予定している「地域公共交通計画の作成及び実施」に際しては、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「活性化法」という。）の規定に基づく協議会を設置する必要がある。

このことから、現行の推進会議を道路運送法と活性化法の二つの法的根拠を持たせた協議会、いわゆる「二法協議会」として位置付けるため、令和8年4月1日施行により大口町地域交通推進会議設置条例（平成17年条例第1号）の一部改正を行う。

また、組織条項において委員編成の融通を確保するため、委員の定数と各号委員に関する内訳人数の削除及び文言の整理を行う。

（現行）

- ・ 大口町地域交通推進会議設置条例（根拠法令：道路運送法）



（令和8年度以降）

- ・ 大口町地域交通推進会議設置条例（根拠法令：道路運送法及び活性化法）

●二法協議会化により何が変わるか

- ▽バスやタクシーに限らず、多様な交通モードが協議の対象となる
- ▽地域公共交通計画の作成及び実施が可能となる
- ▽会議の名称は「大口町地域交通推進会議」のままとする

●地域公共交通計画とは

- 「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿を明らかにするマスタープラン」
- 大口町内の移動に係る課題を明らかにして、その課題に対して持続可能な形でどのように確保し、促進していくか、先々の社会情勢も踏まえながら描く計画

令和8年4月1日以降の大口町地域交通推進会議の委員構成（案）

| 条例区分(第3条) | 根拠法令 | | 団体・所属 |
|------------------------------------|--|---------------------------------|-----------------|
| | 道路運送法施行規則 | 活性化再生法 | |
| (1) 町議会の議員 | 地域公共交通会議の運営上必要と認められる者(第2項第2号) | 町が必要と認める者(第2項第4号) | 大口町議会議員 |
| (2) 住民又は利用者の代表 | 住民又は旅客(第1項第3号) | 地域公共交通の利用者(第2項第4号) | 大口町工業クラブ |
| | 住民又は旅客(第1項第3号) | 地域公共交通の利用者(第2項第4号) | 大口町商工会 |
| | 住民又は旅客(第1項第3号) | 地域公共交通の利用者(第2項第4号) | 大口町社会福祉協議会 |
| | 住民又は旅客(第1項第3号) | 地域公共交通の利用者(第2項第4号) | 民生委員・児童委員 |
| | 住民又は旅客(第1項第3号) | 地域公共交通の利用者(第2項第4号) | 子どもと文化の森 |
| | 住民又は旅客(第1項第3号) | 地域公共交通の利用者(第2項第4号) | 大口町地域自治組織 |
| | 住民又は旅客(第1項第3号) | 地域公共交通の利用者(第2項第4号) | コミュニティバスサポート隊 |
| (3) 学識経験を有する者 | 学識経験者(第2項第2号) | 学識経験者(第2項第4号) | 豊橋技術科学大学准教授 |
| (4) 関係行政職員 | 道路管理者(第2項第1号イ) | 道路管理者(第2項第2号) | 愛知国道事務所 |
| | 道路管理者(第2項第1号イ) | 道路管理者(第2項第2号) | 一宮建設事務所 |
| | 道路管理者(第2項第1号イ) | 道路管理者(第2項第2号) | 大口町建設部長 |
| | 地方運輸局長(第1項第4号) | 町が必要と認める者(第2項第4号) | 中部運輸局 愛知運輸支局 |
| | 地域公共交通会議の運営上必要と認められる者(第2項第2号) | 町が必要と認める者(第2項第4号) | 愛知県都市・交通局 交通対策課 |
| | 都道府県警察(第2項第1号ロ) | 町が必要と認める者(第2項第4号) | 愛知県江南警察署 交通課 |
| | 地域公共交通会議を主宰する市町村長(第1項第1号) | 地域公共交通計画を作成しようとする地方公共団体(第2項第1号) | 大口町長 |
| (5) 一般旅客自動車運送事業者及びその組織の属する団体の代表者 | 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体(第1項第2号) | 町が必要と認める者(第2項第4号) | 愛知県タクシー協会 |
| | 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体(第1項第2号) | 町が必要と認める者(第2項第4号) | 公益社団法人愛知県バス協会 |
| | 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体(第1項第2号) | 関係する公共交通事業者等(第2項第2号) | あおい交通株式会社 代表取締役 |
| (6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体 | 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体(第1項第2号) | 関係する公共交通事業者等(第2項第2号) | あおい交通株式会社 乗務員代表 |
| (7) その他町長が必要と認める者 | — | — | — |

大口町地域交通推進会議設置条例

平成17年3月30日

条例第1号

(設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の促進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。次条において「法」という。）の規定に基づき、地域公共交通計画の作成及び実施に関する事項を協議するため、大口町地域交通推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(協議事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項の協議を行う。

- (1) 地域交通の確保、地域のニーズに対応した交通のあり方に関すること。
- (2) 次に掲げる地域の実情に即した輸送サービスの範囲及び形態に関すること。
 - ア 輸送目的及びその必要性
 - イ 輸送サービスの範囲及び形態（コミュニティバス等）
 - ウ 輸送サービスの水準（路線又は区域、運行回数、運行時刻、運行期間）
 - エ 輸送サービスの提供主体
 - オ 使用車両
 - カ 運行管理体制、整備管理体制に関すること等
- (3) 推進会議の協議結果により輸送サービスの内容を変更する場合の変更事項に関すること。
- (4) 推進会議の協議結果により輸送サービスを休止又は廃止する場合の手続きに関すること。
- (5) 法第5条の規定に基づく地域公共交通計画の作成及び実施
- (6) その他将来に継続性のある交通網を実現するために必要と認めること。

(組織)

第3条 推進会議の委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 町議会の議員
 - (2) 住民又は利用者の代表
 - (3) 学識経験を有する者
 - (4) 関係行政機関職員
 - (5) 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表者
 - (6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体
 - (7) その他町長が必要と認める者
- (会長)

第4条 推進会議に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員が会長の職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 推進会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、委員の過半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 2 推進会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 会議は、原則として公開とする。
- 4 推進会議は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明若しくは助言を聴き、又は資料の提供を求めることができる。

(書面審議)

第7条 前条第1項本文の規定にかかわらず、会長は会議を招集する時間的余裕が

ないと認める場合その他やむを得ない理由のある場合は、書面を委員に回付し審議をすることをもって会議に代えることができる。

2 前条第1項ただし書及び第2項の規定は、前項の場合について準用する。

(協議結果の取扱い)

第8条 推進会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(運賃部会)

第9条 推進会議は、輸送サービスに係る運賃を協議するため、運賃部会を置く。

2 運賃部会は、次に掲げる事項を協議する。

(1) 地域における需要に応じ、当該地域の住民の生活のための輸送サービスに係る運賃に関すること。

(2) その他運賃部会が必要と認めること。

3 運賃部会の委員は、次に掲げる者とする。

(1) 大口町長又はその指名する者

(2) 当該運賃を定めようとする一般旅客自動車運送事業者

(3) 中部運輸局愛知運輸支局長又はその指名する者

(4) 住民又は利用者の代表

4 前項第1号に掲げる者は、第2項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

5 運賃部会に部会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

6 部会長は、運賃部会を代表し、部会務を総理する。

7 部会長に事故があるとき、または部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指定した委員が部会長の職務を代理する。

8 運賃部会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

9 運賃部会は、原則として公開とする。

10 第8項の規定にかかわらず、部会長は運賃部会を招集する時間的余裕がない

と認める場合その他やむを得ない理由のある場合、書面を委員に回付し審議することをもって運賃部会に代えることができる。

1 1 部会長は、運賃部会での協議結果を、速やかに推進会議会長に報告するものとする。

1 2 前項までに定めるもののほか、運賃部会に関し必要な事項は、部会長が運賃部会に諮って定める。

(庶務)

第10条 推進会議の庶務は、地域協働部町民安全課において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、推進会議に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年6月27日条例第16号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 大口町地域交通推進会議設置条例の一部を改正する条例(平成18年大口町条例第16号)の施行後において最初に第3条第2項第5号の規定により任命される委員の任期は、第5条の規定にかかわらず、平成19年7月21日までとする。

附 則 (平成19年12月26日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年3月27日条例第1号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日条例第5号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年9月30日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和6年3月28日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 年 月 日条例第 号）

この条例は、令和8年4月1日から施行する。